

## 第1部 国民が賄う太陽光発電事業

### 1-1 平成24年7月1日 再エネ特措法施行時の附則第7条

(特定供給者が受けるべき利潤に対する特別の配慮)

第七条 経済産業大臣は、集中的に再生可能エネルギー電気の利用の拡大を図るため、この法律の施行の日から起算して三年間を限り、調達価格を定めるに当たり、特定供給者が受けるべき利潤に特に配慮するものとする。

### 1-2 どうして国民が利潤を与えなければならないのか？

理由は固定価格買取制度（FIT）です。ドイツを真似したといわれていますが、根本的な違いは、認定情報が、ドイツはガラス張りです。絶対不開示（ブラックボックス）とした点です。日本は見えないところで、特別扱いで儲けさせる発電事業者を決められる利権を作りました。だからです。

## 固定価格買取制度の仕組み

「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」は、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度です。電力会社が買い取る費用の一部を電気をご利用の皆様から賦課金という形で集め、今はまだコストの高い再生可能エネルギーの導入を支えています。この制度により、発電設備の高い建設コストなども回収の見通しが立ちやすくなり、より普及が進みます。

